

# 公 示

次のとおり、公募します。

令和6年11月15日

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長 吉高 徹

## 1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳及び船員健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。）の所持者に対する健康診断事業で2（1）～（13）に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に応募することは可。）
- (2) 事業の趣旨  
がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

次の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1, 2-ジクロロプロパン業務関係
- (12) オルトートルイジン業務関係
- (13) 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン業務関係

## 3 委託事業の実施期間

契約締結日 ～ 契約日の属する年度の末日

委託事業の廃止等、特段の事態が生じない限り、上記期間の満了後は継続できる。

## 4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

## 5 特殊な技術等の条件

山口県内に所在する医療機関で次の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たると医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、一部が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であっても、当該業務委託契約等において個人情報適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えばイのaの엑스線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

### ア ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d 엑스線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又は엑스線特殊撮影装置

### イ 粉じん業務関係

- a 엑스線直接撮影装置及び엑스線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

### ウ クロム酸等業務関係

- a 엑스線直接撮影装置及び엑스線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

### エ 砒素業務関係

- a 엑스線直接撮影装置及び엑스線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- d 原子吸光分光光度計

### オ コールタール業務関係

- a 엑스線直接撮影装置及び엑스線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

**カ ビス（クロロメチル）エーテル業務関係**

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

**キ ベリリウム業務関係**

- a 遠心機
- b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計（スパイロメーター等）、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
- c エックス線直接撮影装置
- d 心電計
- e 原子吸光分光光度計
- f パッチテスト用具一式

**ク ベンゾトリクロリド業務関係**

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- e 血球数計算盤又は自動血球計数器

**ケ 塩化ビニル業務関係**

- a 顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 光電分光光度計
- e シンチグラフィ撮影装置一式
- f 血管造影器具

**コ 石綿業務関係**

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

**サ 1, 2-ジクロロプロパン業務関係**

- a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

**シ オルトートルイジン業務関係**

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

**ス 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン業務関係**

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(4) (公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。



山口県山口市中河原町6番16号

山口地方合同庁舎2号館

担 当： 山口労働局労働基準部健康安全課  
健康安全主任 岩田 信司

電 話： 083-995-0373

e - m a i l [kenkouanzen35@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzen35@mhlw.go.jp)

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を  
変えています。

◎を「@」に変換してください。